

転居にともなう各種手続きについて

※一部市民課総合窓口で受付できる業務もあります。

手続きの区分	必要な手続き	手続きに持参するもの
国民健康保険	◎保険証の差し換え	●印鑑●保険証 問合せ先: 国民健康保険課
後期高齢者医療保険 【第1庁舎1階: 国民健康保険課・各支所】	◎保険証の差し換え 保険証は後日郵送いたします。	●印鑑 問合せ先: 国民健康保険課 高齢者医療係
国民年金・厚生年金 (受給者の方のみ)	日本年金機構において、個人番号または住民票コードが収録されている方は、手続き不要です。それ以外の方は、日本年金機構への住所変更届が必要となります。	問合せ先: 国民年金室 ※共済年金は各共済組合、恩給受給者は恩給局へお問い合わせください。
児童手当 【第1庁舎1階: 子ども福祉課・各支所】	◎児童手当諸変更届 ※転居に伴い、受給者が変更になる場合、次の手続きが必要です ◎前の受給者からの消滅届 ◎新たな認定請求書(請求の翌月からの支給となりますのでご注意ください)	●印鑑 ※受給者が変更になる場合、新たな請求者の印鑑・銀行の通帳等が必要ですが、すべてが揃わない状態でも受付できます。 問合せ先: 子ども福祉課
子ども医療費助成 【新庁舎子ども福祉課・各支所】	◎子ども医療費助成申請事項変更届	●印鑑 問合せ先: 子ども福祉課
児童扶養手当 【新庁舎子ども福祉課のみ】	◎児童扶養手当 変更届	●印鑑●児童扶養手当証書 問合せ先: 子ども福祉課
ひとり親家庭等に対する医療費等助成 【第1庁舎1階: 子ども福祉課のみ】	◎市原市ひとり親家庭等に対する医療費等助成資格変更届	●印鑑 ●市原市ひとり親家庭等に対する医療費等助成資格証明書 問合せ先: 子ども福祉課
介護保険 【第1庁舎2階: 高齢者支援課・各支所】	◎保険証の差し換えまたは書き換え	●保険証 問合せ先: 高齢者支援課
障がい者手帳 (身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳) 【第1庁舎2階: 障がい者支援課のみ】	◎障がい者手帳及び各種サービスの住所変更の届出	●障がい者手帳 ●印鑑 問合せ先: 障がい者支援課
自立支援医療(精神通院) 【第1庁舎2階: 障がい者支援課のみ】	◎自立支援医療受給者証(精神通院)の住所変更	●自立支援医療受給者証(精神通院) ●印鑑 問合せ先: 障がい者支援課
転校 【第2庁舎2階: 学校教育課・各支所】	◎転入学申請 転校先に提出するため、教育委員会が発行する「転入学通知書」の交付を受けてください。	●在学証明書 ●教科書給与証明書 問合せ先: 学校教育課
犬を飼っている方 【第1庁舎2階: 保健福祉課のみ】	◎登録変更の手続き 次のような場合は手続きが必要です ・飼犬の所在地が変わったとき ・飼い主の住所や氏名が変わったとき ・飼い主が変わったとき	●鑑札(紛失したときは、登録番号がわかるもの) 問合せ先: 保健福祉課

※マイナンバーの通知カード・個人番号カードをお持ちの方は記載の変更が必要です。市民課・支所の窓口でカードをお持ちください。詳しくは市民課窓口にお問い合わせください。

※外国籍の方が転居する場合、転居する方全員分の在留カード等の持参が必要です。在留カード等を持参しなかった方は、転居の日から14日以内に持参して手続きをお願いします。

※住民基本台帳カードの電子証明は転居により失効します。電子証明が必要な場合は、個人番号カードを申請してください。